

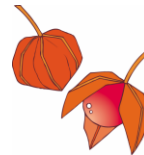


BAY HILLS

2022 年 7 月号

## ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階  
TEL : 045-450-6701 ( 平日 9:00 ~ 17:00 )  
FAX : 045-450-6706



### 【今月の一言】



ベイヒルズ社労士事務所は、かねてより推進しているSDGsの取り組みが評価され、2022年5月26日(木)に『かながわSDGsパートナー(第6期)』に登録されました。

今後も人事・労務の専門家である社会保険労務士として、社会と企業の持続的な発展のために、社会問題の解決に

取り組みながら、お客様とともに成長してまいります。それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

### リモート採用、7割が導入～日本マンパワー調査から

マンパワーグループが行った企業の人事担当者を対象とした「リモート採用の導入・実施状況」調査(2022年1月実施)の結果によると、リモート採用を行っている企業は約7割となっています。

リモート採用では、企業説明会、採用面接、内定者フォロー、適性検査などが行われています。

#### ◆リモート面接は中小企業でも

同調査は、企業規模別の結果は出ていないようですが、会社説明会のような大規模なものでなくても、最終面接以外の面接にはリモートを活用しているという企業は多いようです。遠方からの応募が増えるといった効果もありますので、中小企業でも導入は増えつつあるようです。

#### ◆やはり最終面接は直接面接

コロナ禍の初期には、最終面接までリモートで行うといった企業が多かったようです。しかし、コロナ禍が落ち着き始め、マスク着用の緩和等の話題も出てきており、今後は対面での面接が増えるものと思われる。

同調査でも、「最終面接以外の面接」はリモートで行っているという企業が84.3%ありました。やはりリモートだけでは、応募者の実際の人柄はつかみにくいようです。

#### ◆気を付けたいこと

リモート面接をする側として気を付けたいことは、面接者にしてほしくないこととほぼ同じです。

- ・緊張感がない。
- ・パソコンの操作等をして集中していない。
- ・表情や声などニュアンスが伝わらない。
- ・声が小さくて聞こえない。
- ・使用する機器や回線速度のせいで接続が不安定になる。

面接の手際の悪さなどはリモート開催以前の話ですから、面接する側もしっかりと予行演習をしておきましょう。

【マンパワーグループ「リモート採用の導入・実施状況」調査】より

### 「パラレルキャリア／副業」について～エン・ジャパン調査結果から

#### ◆「パラレルキャリア」と「副業」の違い

「パラレルキャリア」とは、P・Fドラッカーが提唱したもので、「本業を持ちながら、第二のキャリアを築くこと」と定義されています。スキルアップや自己実現、社会貢献などを目的に、本業を持ちながら別の仕事をするを指します。一方で「副業」は、金銭的な報酬を目的に本業とは異なる仕事をするものとされています。

#### ◆実態調査について

エン・ジャパン株式会社は、運営するミドル世代のための転職サイト上で、サイトユーザーを対象に「パラレルキャリア／副業」についてのアンケートを行い(2022年1月5日～同年3月28日)、2,250名の回答をもとに調査結果をまと

めています。本記事はその調査結果の注目すべき点を取り上げます。

#### ◆調査結果の概要

実際に「パラレルキャリア／副業」を行っている人の割合は34%と、2年前の調査よりも8%増加となっており、具体的な内容は以下の通りです。

##### 【始めた理由】

- ・収入の柱を複数持ち経済的に安定するため(58%)
- ・本業では得られない経験やスキルを得るため(38%)

##### 【具体的な活動内容】

- ・本業以外の単発の仕事(39%)
- ・本業以外の長期(3か月以上)の仕事(30%)
- ・株式投資(22%)

##### 【得られた年収】

- ・20万円未満(36%)
- ・50～100万円未満(14%)
- ・30～50万円未満(11%)
- ・100～200万円未満(11%)

「パラレルキャリア／副業」を行っていない人に、興味の有無を聞いたところ、87%が「興味がある」と回答し、今後の働き方として、68%が「本業以外にも第2の仕事・活動」がしたいと考えていることがわかりました。

また、88%が「パラレルキャリア／副業が許可されている企業は転職先として魅力的」だと考えていることも明らかとなりました。

副業を禁止している企業は依然として多いと思いますが、働く側の約9割が副業を許可している企業に魅力を感じています。自由な働き方が求められる今、就労制度の見直しを迫られる日はそう遠くないのかもしれません。

【エン・ジャパン「パラレルキャリア／副業」について(2022年版)】より

### 7月の税務と労務の手続

#### 【提出先・納付先】

##### 11日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限  
[年金事務所/健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付  
[郵便局/銀行]

- 特例による源泉徴収税額の納付  
[1月～6月分] [郵便局/銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
[前月以降採用の労働者がいる場合] [公共職業安定所]

- 労働保険の今年度概算保険料申告と昨年度分確定保険料申告書の提出期限 <年度更新>  
[労働基準監督署]

- 労働保険料の納付(延納第1期分)  
[郵便局/銀行]

##### 15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請  
[<6月30日の現況>の提出] [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出  
[公共職業安定所]

##### 8月1日

- 所得税予定納税額の納付(第1期分)  
[郵便局/銀行]
- 労働者死傷病報告の提出  
[休業4日未満、4月～6月分] [労基署]
- 健保・厚年保険料の納付  
[郵便局/銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出  
[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出  
[公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出  
[雇用保険の被保険者でない場合]  
[雇入れ・離職の翌月末日] [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付(第2期)  
[郵便局/銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。